

か てい がっこう し せつ ち い き
家庭、学校や施設、地域での、
 こ けん り ほし しょう やくわり かんが
子どもの権利を保障するための役割を考えました!

か てい なか
 ● **家庭の中で**

1. 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから子どもの
 おもいを理解し、こたえていきながら、子どもを育てます。
2. 保護者は、子どもにひどい扱いをしたり(虐待)、子ども
 をしかるときに「たたく」などの暴力を振るったり(体罰)
 してはいけません。
3. 札幌市は虐待を受けた子どもについての知らせがあれば、
 すぐに助けるようにします。

がっこう し せつ なか
 ● **学校や施設の中で**

1. 学校や施設で働く人は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから
 子どもの思いを理解し、子どもから相談を受けたときは、
 しっかりと話を聞くようにします。
2. 学校や施設で働く人は、いじめの問題をなくすようにします。
3. 学校や施設で働く人は、子どもに虐待をしたり、体罰をしては
 いけません。

じ ぶん ち い き なか
 ● **自分ぐらす地域の中で**

1. 市民と札幌市は、子どもが安心してのびのびと過ごせる居
 場所をつくるようにします。
2. 市民と札幌市は、自然環境を守るようにします。
3. 市民と札幌市は、子どもが安全に通学したり、安心して遊
 んだりできる地域をつくるようにします。

さっぽろ し こ
 札幌市は、子どもとかかわっているおとなが、子どもの権利を保
 しょう やくわり は しょう だす
 障するための役割を果たすことができるように、手助けします。